

合理性と一人称

福井県立大学 塩野直之

※以下の原稿は、11月20日時点での草稿として塩野より提供されたものですので、大会における発表までには多くの加筆修正が行われることを前提としてごらんください。

エヴァンズの *The Varieties of Reference* は、その後20年以上にわたり、自己意識および自己指示に関する哲学的議論の方向を決定づけた。その第7章 *Self-Identification* では、身体感覚を通じた自己の身体状況の認識、視覚を通じた自己の空間的位置の認識、さらに記憶を通じた自己の通時的認識が論じられ、これらはいずれも現在に至るまで自我をめぐる問題の中心課題であり続けてきた。例えば、アイランを中心としたグループによる一連の研究は、*The Body and the Self*、*Spatial Representation*、*Agency and Self-Awareness* という3巻の論文集に結実した。これらはまさにエヴァンズの築いた土台の上に遂行された研究であり、第1巻で身体感覚、第2巻で空間認識が議論されたのち、第3巻では行為における自己意識の問題へと展開したのである。これ以外にも、エヴァンズの影響を受けた研究は枚挙にいとまがない。

自己意識に関するエヴァンズの研究の主要論点を簡潔に言い表すならば、それは「**自我の身体性**」ということになるだろう。身体感覚の分析を通じて明らかになるのは、この私が自己の身体に対して持つ一人称的アクセスは、まさに身体的存在である私の自己意識の一形態だということである。また、視覚による空間認識の分析が明らかにするのは、視覚の主体であるこの私もまた、他の諸対象と同じく空間内に位置する一対象として考えられねばならないということである。

また、エヴァンズの研究はカントにその起源を持つと言われる。これはもちろん、時間と空間の枠組みを主軸として展開される彼の諸見解がカント的であるということに加えて、ストローソンを経由した実際の影響関係の存在を指摘したものである。しかしながら、自我の身体性というテーゼがカント的であるとの考えには、いささかの違和感も感じざるをえない。というのも、カントの超越論的演繹の議論は、自我の身体性ではなく、むしろ思考主体の形式的な統一を導くものではなかっただろうか。本発表はカント解釈を主眼とするものではないから、「エヴァンズはカント的か」という問題に深く立ち入ることはしない。しかし私は本発表で、「自我の身体性」がかくも中心的な話題となるに及んで近年やや軽視されがちとなった感もある、自我の「思考主体」としての局面を論じたい。その意味で、本発表はカント的なテーマを追求するものと言うことができる。

思考者である私は、さまざまなものごとを考える。その中には、例えば自分の四肢の状

況を前提として次なる自分の身体的行為への意図を導き出すといった、自己の身体性そのものを内容とする思考もある。しかし、夕食の献立を考える場合のように、思考内容が自己の身体性と必ずしも直接の結びつきを持たない思考もあれば、数学の問題を解く場合のように、何ら結びつきのなさそうなものもある。しかしこれらすべての場合を通じて、「思考する私」としての自己意識、「思考する私」の同一性としての自己同一性を問うことができるのではないだろうか。私はこのような観点から自我の問題を論じてみたい。そしてその議論の中では、「合理性」が中心概念として登場し、それとともにデイヴィドソンやロヴェインらの研究が言及されるであろう。

上で触れたように、自我の身体性が思考において中心的な役割を果たす場合は確かにある。エヴァンズやカッサムが好んで取り上げるタイプの例をひとつ与えよう。N氏は今、荒れ狂う九十九里浜に立ち、「太平洋はいま荒れ狂っている」と考える。N氏は30分ほど前、同じような砂浜の海岸に立って穏やかな海を見た記憶があるので、「同じ海が30分の間に表情を変えてしまった」と結論する。このとき、この一連の思考が十分に正当化されたものであるためには、N氏が自分自身を身体的な存在として認めていることが決定的に重要である。というのも、この一連の思考が正当化されたものであるには、30分前に見ていた穏やかな海がやはり同じ海、すなわち太平洋であったという前提が必要である。ではN氏は何に基いて、それが日本海の千里浜ではなく太平洋であったと考えることができるのだろうか。それは、N氏が自己を身体的な存在として認識し、それゆえその移動の速度には自ずと限界があり、九十九里浜に30分の移動時間で来られる範囲内に太平洋以外の海岸はないと認識しているからである。自我の身体性がこのように認識されているからこそ、「太平洋はいま荒れ狂っている」という思考は、「同じ海が30分の間に表情を変えてしまった」という結論を導くことができる。自我の身体性を論じる際にエヴァンズやカッサムが用いるもののひとつは、このような種類の例である。

上のような考察に基いて自我の身体性を論じることに対して、私は異論を挟もうというのではない。しかし、われわれが何らかの一連の思考をなすときには、必ず上の例にみられるような形で、自我の身体性がひとつの暗黙の前提をなすのだろうか。そんなことはあるまい。例えばN氏は、「今日は日曜日だ」と考え、そこから「明日は仕事だ」との考えに導かれる。この場合、身体性が上と同じく何らかの役割を果たしているとはとうてい考えられない。なぜなら、「日曜日の次は月曜日だ」および「月曜日は仕事だ」という前提を補えば、この思考は論理的に一分の隙もないものとなり、そしてそれらの前提のいずれを取ってみても、自我の身体性を直接に含意するとは思えないからである。

しかし、上の「今日は日曜日だ」から「明日は仕事だ」を導く思考の際にも、ある意味で思考主体の同一性が成立していることに変わりはない。すなわち、「今日は日曜日だ」と考える思考者と、「明日は仕事だ」と考える思考者とが、同一の思考者であるという意味での同一性である。この同一性が成り立たなければ、そもそも「今日は日曜日だ」と「明日は仕事だ」とが「一連の思考」とみなされることはないであろう。では、この意味での思

考主体の同一性は、何に存するのであろうか。これが私が取り上げたい論点である。実は、この意味での思考者の同一性は、上のエヴァンズ、カッサム的事例においても成立している。「太平洋はいま荒れ狂っている」という思考から「同じ海が30分の間に表情を変えてしまった」という思考が導かれるとき、この両者が同じ思考者によって考えられた思考であることとは最初から当然視されている。そのように思考者の同一性を想定した上で、それでは思考者とはどのような種類の対象として考えられねばならないのかと問い合わせ、その身体性を導き出そうと試みるのがエヴァンズ、カッサム的問題領域である。他方、そもそも思考を「一連の思考」として成り立たしめる「思考主体の同一性」とは何なのかと問うのが私の問題領域である。もちろん、この二つの問題領域が完全に独立なものかどうかは、早計に結論を下すべきことではない。私の問題とする思考主体の同一性は、結局のところ自我の身体性を認めることなしには確保できない論点かもしれないからである。しかし少なくとも一見したところ、これらは異なる問題領域である。そして、「思考主体の同一性」の問題に対して、「身体性」とは異なる視点からの考察をすることは、有意義な試みと思われる所以である。

上の事例では、「一連の思考」として、一つないし数個の前提から一つの結論を導く過程が吟味された。しかし上で見たことは「私の思考」と呼びうるもの全体に及ぼすことのできる考察だと考えられる。「思考」ということで私が意味するのは、信念、欲求、意図といった命題的態度の全てである。これらは、単にばらばらのものとして私のうちに存在するのではない。ある信念は別の信念から導かれたり支持されたりし、そしてさらに別の信念を導いたり支持したりする。欲求は信念と組み合わされ、他の欲求を生じたり意図を感じたりする。これらの局所的な推論関係は相互に結合し合い、総体としての「私の思考」を形成している。すると、そのような私の思考の全体が「私」という一つの思考主体のもとに収められるのは、いったいいかにしてであろうか。これが私の問題である。たしかに、私にそのような思考の総体を帰することができるのは、その思考が身体運動を内容とする意図を含み、また、私の身体性を前提とする知覚や感覚に結びついた信念を含む場合に限られよう。しかし、私の身体性に密着したそのような思考と、そうでない抽象的な内容や理論的な内容を持つ思考とを、ともに身体的存在であるこの私に帰するにあたっては、そもそも、それらすべてが同一思考者によって思考されたものであることが前提とされる。この前提を成立させている要因は何か、私はそれを問いたいのである。

以上によって、私が問題としたい事柄は理解されたであろう。しかし、この大きな問い合わせの答えを提案し擁護することは到底、本発表の中で成し遂げうことではない。本発表はむしろ、上の問い合わせへの一つの答えを前提としつつ、その中で考察を繰り広げるものである。上の問い合わせに対する私が前提とする答えは、「合理性」である。一連の思考は、全体として合理的であるときにのみ、同一の思考者に帰するべき思考として認められる。すなわち、さまざまな信念はおおむね整合性を保ち、適切な帰納や演繹の関係を介しつつ一つの総体をなす。またさまざまな欲求は、信念と組み合わされ、適切な実践的推論を介して意図を

生じ、行為に結実する。こうした合理性の要請が満たされるときにのみ、一連の思考を同一の思考者に帰することは可能となり、そこにそもそも一連の思考の存在が認められるのである。

本発表の目的は、このような合理性こそが思考主体の同一性を支える本質的な要因であることを前提とした上で、そこに認められる一人称的視点と三人称的視点の対比を明らかにすることである。そしてその上で私は、自己指示にまつわる問題としてこれまで広く論じられてきた、「同定誤謬の欠如」や「追跡の欠如」といった問題に多少の解明を与えることを試みる。

それゆえ、この合理性の要請をさらに分析し、その内実を明らかにするという作業は本発表の目的ではない。あるいは、合理性の要請がどの程度厳密に守られることが、思考者の同一性にとって必要なのかといった問題も、たしかに重要な問題ではあるものの、ここでは論じることができない。これに関しては、例えば近年のデイヴィッドソンが、ジェフリーの意志決定理論を基盤として合理的思考主体の全体像を与える試みを行っている。尤もこのデイヴィッドソンの試みにしても、合理性の要請の細目を数え上げるような作業を行っているわけではない。他方ロヴェインは、「包括的な合理的統一性へのコミットメント」「統一プロジェクト」といった諸概念を手がかりにして、合理性の要請の詳細な分析を展開している。ともあれ、そのような分析を展開することは私の目的ではない。

次に、上で私が提示した「一連の思考は、全体として合理的であるときにのみ、同一の思考者に帰るべき思考として認められる」という定式化からもわかるように、私の提案は、合理性が思考者の同一性の必要条件だというものである。合理性が十分条件でもあるかどうかはまた別の問題であり、私はそれに関してここで断定的な結論を下すことはできない。一つの可能性としては、思考者の同一性の必要十分条件を与えるには、思考者の身体性への言及が避けられないという結論がありえよう。他方、いま一つ可能性として考えられるのはロヴェインの立場で、それは、合理性の要請をさらに展開することによって、合理性を必要十分条件として提示しうるというものである。私は、自我の身体性を問う以前の問題として、思考者の同一性を支える何らかの要因があるはずだという考え方から、その要因の解明を目指している。しかしこれは、それを必要十分条件として示すことを強いるものではないであろう。それゆえ、合理性を思考者の同一性の単なる必要条件として提示するにとどまるとしても、この探求の意義が失われることはないようと思われる。

先に述べたように、私は、思考者の同一性を与える本質的な要因が合理性であることをここではむしろ議論の前提として用いざるをえない。とはいえ、これについて若干の説明を与えた方が、私の考えのよりどころを明らかにする上で役立つであろう。私が第一に念頭に置いているのは、クワインやデイヴィッドソンの唱える命題的態度の帰属の全体論である。そのような全体論が成り立つならば、個々の命題的態度の帰属は「寛容の原理」をはじめとする合理性を基軸とした原理によってなされる。帰属される個々の態度がそもそもどのような内容を持つかが、その態度が他の諸態度と合理的な関係に立つことを考慮しつ

つ決定されるのであるから、命題的態度が相互に合理的関係をなさないような仕方で存在することなどありえない。それゆえ合理性は思考のための必要条件なのである。あるいは、このような全体論を探らなくとも、やはり合理性を思考の必要条件とみなすことは可能かもしれない。すなわち、個々の命題的態度の内容は原子論的に決まるとしても、そもそもそこに命題的態度の存在を認めるためには、それらが一定の合理的な連関のうちに置かれなければならないと考えるのである。このような考え方を擁護する方途はいくらでもあるだろう。

本題に戻ろう。これまでの考察から引き出しうることのひとつとして、思考者の同一性と、合理性の要請の及ぶ範囲とのあいだにみられる関係が挙げられよう。すなわち、合理性が及ばねばならないのは、単一の思考者のなす思考に対してであり、ある思考者の思考と別の思考者の思考とのあいだには、合理的な関係が成立する必要はない。N氏は p と $n \circ t - p$ という二つの信念を同時に持つわけにはいかない。そのような状況に陥ったとき、N氏は少なくともいずれかの信念を切り捨てる余儀なくされる。われわれは、 p と $n \circ t - p$ という二つの信念を同時に持つものとして、N氏という単一の思考者を認めることはできない。これに対して、N氏が p と信じ、S氏が $n \circ t - p$ と信じることには、特に問題はない。これは単なる意見の不一致に過ぎない。もちろん、N氏とS氏はこの不一致を解消すべく、どちらが正しいかの検討を行うことはできる。しかしこれは必ずしも二人はそうしなければならないわけではなく、そうしない限りN氏やS氏の思考者としての身分が疑問に付されるわけでもない。検討の結果、やはり合意に達しないことがあったとしても、差し支えない。このように、思考者の同一性と、合理性の要請の及ぶ範囲とは一致するのである。

さて、たびたび触れたように、私がこの発表で検討したいのは、合理性が思考者の同一性の本質的な要因であるとして、それが一人称的に働く場合と三人称的に働く場合とでは、どのような相違があるかということである。そしてその相違が、自己指示の問題にいかなる光明を投げかけるかを考察することが目的である。

まずは一人称的な視点から、思考を行うということが何において成り立っているかを見てみよう。私は、「今日は日曜日だ」という信念、「日曜日の次は月曜日だ」「月曜日は仕事だ」という信念から、「明日は仕事だ」という信念を導出する。前提となる諸信念が確固としたものであるにもかかわらず、もし私が「明日は仕事ではない」と仮に思っていたとしたら、どうするであろうか。私はその謬見を退け、「明日は仕事だ」という新たな信念で置き換えるであろう。私はそうするべきであり、そうしなければならない。そうしなければ、私はそもそも思考をしたことにならないのである。私は自らの確固とした信念や、自らに内在的に備わった欲求を出発点として、さまざまな思考を繰り広げ、新たな思考を生み出したり、すでに存在する思考の中で不適切なものを受けたりする。その際「合理性」は私にとって、どのような思考を生み出すのが適切であるか、どのような思考を不適切なものとして排除すべきかを決定する「規範」として作用する。私がなすべきことは、この規範

に従って一連の思考を行うことである。私の諸思考が十分な合理性を示すことによって、私は一個の思考者となることができる。これを一人称的な視点から見た場合、私の行うことはただひたすら、合理性を規範として自らの諸思考を整合的に整備拡大することなのである。

では次に、三人称的な視点から、思考を他者に帰属させる場合を考えてみよう。三人称的な観察者であるわれわれに与えられるのは、ある特定の環境の中に置かれた思考者と、その言語的行為を含む諸行為である。それをもとにして、「寛容の原理」を適用しつつ、われわれは思考者にさまざまな内容の命題的態度を帰属させてゆく。「寛容の原理」を適用するとは、思考者の置かれた環境と、思考者のなす諸行為とに照らして、当の思考者が合理的な思考者とみなされうるように、命題的態度を帰属させることである。一例を挙げよう。N氏は窓の外を見やり、「雨だな」とつぶやく。そして傘を手にして外へ出る。われわれは観察者として、雨が降っているという状況、N氏の発話、そしてN氏の行為を手にしている。それらをもとにしてわれわれはN氏に、「雨が降っている」という信念、「雨に濡れたくない」という欲求、「傘を手にして外に出れば雨に濡れない」という信念などを帰属させてゆく。そしてこの帰属のさせ方は、N氏を実践的推論を行う能力を持つ合理的な思考者として描くものなのである。

ではこのとき、もし、当の思考者を合理的な思考者とみなすことを可能にするような命題的態度の帰属方法が全く存在しなかったとしたら、どうであろうか。つまり、思考者と目されるものが全くでたらめにふるまい、命題的態度を帰属させることによってその行為を説明することが絶望的な場合には、どうしたらよいであろうか。そのときには、そこにはいかなる思考者も存在しない。つまり、一見思考者と思われたものは、実は思考者ではなかったことになる。もちろん、そこにはいかなる思考も存在しない。合理性のないところには、思考者も思考もありはしないのである。このことから、三人称的な視点では、合理性の要請が思考者の存在の基準として用いられると言うことができるであろう。

さらに奇抜かつ示唆に富むのは、デイヴィッドソンやロヴェインが肯定的に取り上げる、多重人格の事例である。われわれが、ある特定の環境の中に置かれた思考者とその言語的行為を含む諸行為を説明しようと試みると、どうしてもその思考者に p と $\text{not } p$ という二つの思考を帰属させることが避けられないという事態は想定可能である。例えばその思考者が、明らかに言語の理解を示しつつ誠実に p を肯定し、しかも $\text{not } p$ という信念を帰属させない限りどうしても説明のつかない行為をするといった場合が考えられよう。このときデイヴィッドソンの提案によれば、観察者は「心の分割」という手段に訴えることによって、この状況に対処することができる。すなわち観察者は、そこに認められるのは一見したところ思われるよう一個の思考者なのではなく、複数の思考者だと判断するのである。個々の思考者が合理性の要請を満たさなくてはならないという原理は、曲げることができない。それゆえ、单一の思考者のうちに p と $\text{not } p$ という相矛盾する信念を認めることはできない。そこで、そこには二個の思考者が存在すると考え、その片方に p

を、他方に $n o t - p$ を帰属させることによって、各々の思考者の合理性を確保するのである。多重人格とは、このようにして複数の思考者の存在が認められるような事例なのだとデイヴィドソンやロヴェインは考える。

多重人格という発想に依拠しつつ、デイヴィドソンやロヴェインが行ったこのような考察が、果たして適切なものであるか否かの是非を問うことは私の目的ではない。私はむしろ、このような考察が少なくとも一見したところ理にかなったものであることを暫定的に認めた上で、先に進むことにしたい。

上の事例は、一人称的な視点に立って私が自ら思考を行っている際に、自らのうちに p と $n o t - p$ という相矛盾する信念を見出した場合の対処法とは明確な対比をなしている。この点にこそ、注目すべきである。 p と $n o t - p$ が私自身の思考であるならば、私がなすべきことはその少なくとも一方を退けることである。私が自らの思考のうちにある矛盾を発見したとき、私は「心の分割」を実行して自らを二つの思考者に分かつことなど決してできない。私が一人称的に合理性の要請に従うには、私は自らのかかえた矛盾を解消すべく、それら二つの信念が何によって支持されているのかを反省し、それら双方の支持基盤のそれぞれを吟味検討し、弱いと判明した方を退ける他にすべはない。あるいは、吟味の結果いずれの信念も十分な基盤を持っていなかったと認められた場合には、両方の信念を取り下げるであろう。これが、思考を行うということなのである。

たしかに、私が検討の結果 p を保持し $n o t - p$ を退けることに決めたものの、意図に反して $n o t - p$ が何らかの抑圧された形で残存してしまうということはあるかもしれない。そして、私を観察する第三者は、 p と $n o t - p$ の両方の思考を認め、私に対して「心の分割」を適用して、二個の思考者の存在を認めることがあるかもしれない。しかしこの場合でも、私自身がこのような結果を意図して、 p と $n o t - p$ の両方を残存させることに決めるということまでもが許容されるわけではない。合理的な思考者たらんとする私にはあくまで、いずれかないし両方の信念を退ける以外の選択肢はないのである。「心の分割」は三人称的な視点でのみ可能なのであり、一人称的な視点をとりつつ適用しうるものではないのである。

「心の分割」に対応する事態を一人称的な視点においては認めることができないのと同様、観察された状況のうちに合理性の要請を満たす思考者を見出すことができないために、そこに思考者の存在をそもそも認めないという選択肢もまた、一人称的な視点には存在しない。思考者たらんとする私はひたすら、合理性の要請に従って思考を展開する。それが十分な程度にまで果たされれば、私は一個の思考者として認められる。十分な程度にまで果たされなければ、私は思考者として認められることがない。しかしこれを認めるか認めないかは、私を観察する第三者のなすべきことである。私が自ら、自分の思考が合理性に欠けることを認めて、私という思考者の存在を否定するわけにはいかない。というのも、そのような否定の判断は、いったい何を意味しうるであろうか。自らの思考者としての資格を否定するような判断は、そもそも判断たりうるであろうか。それが判断たりえないこ

とは明らかであろう。私が自らの思考に合理性の欠けることを認めたとき、私のなすべきことはそれを少しでも合理的なものにすることであって、私の存在を否定することではないのである。このように、一人称的な視点においては、三人称的な視点の場合には可能であった、合理性の欠如を理由として思考者の存在を否定するという選択肢もまた、存在しないのである。

上で述べてきたことを、私は次のように表現したい。三人称的な視点において「合理性」は思考者の個別化の原理として働く。それに対して一人称的な視点では、「合理性」は個別化の原理としてではなく、思考実践の「規範」としてのみ働くのである。

これにはまず、「個別化の原理」とは何かを簡単に説明する必要があるだろう。例えば物的対象の場合には一般的に、時空位置が個別化の原理であると言われる。これが意味するのは、物的対象の同一性や別個性の判断においては、その時空位置が判断基準としての役割を果たすということである。すなわち、物的対象はその時空位置が異なるならば、その他の性質をいかに多く共有していても、別個の対象である。ただし、時空位置だけが個別化の原理であるかどうかは別の問題だから、時空位置が同じならば单一の対象だとまでは必ずしも言えない。ともあれここで理解しておくべきは、「個別化の原理」とは、それを当てはめることによって、存在するのが单一の対象なのかそうではないのかを判断する基準となる原理だということである。

思考者の存在を問う際に合理性の果たす役割は、物的対象の場合に時空位置の果たす役割と全く同じではないものの、それと多くの共通点がある。三人称的な視点においてわれわれは、思考者の同一性や別個性を、合理性を基準として当てはめることによって判断する。合理性の及ぶ範囲を一個の思考者とするように、思考者の存在が認められるのである。これが、合理性を個別化の原理として用いて思考者の存在を割り出すという作業である。もとよりこのことは、思考者の同定においては合理性だけが個別化の原理であることを意味するのでは決してない。ことによると、複数の思考者がたまたま相互に全く矛盾する思考を抱いておらず、合理性の基準だけからは思考者の複数性が導かれないという場合もあるだろう。私が主張したいのはむしろ、合理性が個別化の原理の一つだということである。思考者の個別化の原理として時空位置を挙げることは、おそらく適切であろう。しかし時空位置だけでは不十分なのである。これまでの考察からわかるように、思考者というカテゴリーに属する存在者は、時空位置だけからはその存在を割り出すことができない。一見したところ思考者と目されるものがある環境の中で行為するのが観察されたとしても、合理性の基準を用いることなしには、そもそも本当にそこに思考者が存在するのかどうかを判断することができないからである。さらに、デイヴィッドソンやロヴェインに倣って多重人格の存在を認めるならば、そこに存在するのが单一の思考者なのか複数の思考者なのかを判断するにも、合理性の基準を当てはめることが必要となるのである。このように、思考者というカテゴリーに属する存在者に対しては、時空位置だけでなく合理性が個別化の原理として働くというのが私の主張である。そして、「時空位置の異なる物的対象は別個の

物的対象である」という原理が成り立つのと同じように、「合理性の及ぶ範囲の異なる思考者は別個の思考者である」という原理が成り立つのである。

これに対して一人称的な視点においては、合理性は私がそれに従って思考を実践すべき規範である。私はただひたすら、合理性の要請を満たすように思考を繰り広げる。たしかに、私が十分に合理的に思考を行えば、私は一個の思考者となる。このことを、私は一個の思考者として「認められる」と述べてもかまわないだろう。しかし、ここで生じている「思考者となる」あるいは「思考者として認められる」といった事態は、観察された状況に対して私自身が合理性を個別化の原理として適用し、その結果一個の思考者を私がそこに認める存するのではない。私が行うのは、あくまでも合理的に思考を展開することにすぎず、私を一個の思考者として認めるのは、私に対して三人称的な視点をとる他者の行うことである。このように、合理性を規範として用いて自ら思考を実践することと、合理性を個別化の原理として用いて思考者の存在を割り出すことには、決定的な違いが認められるのである。

以上の考察を基盤として、私は自己指示の特有性に関連して長年にわたって論じられてきた、「誤同定への免疫性」および「追跡の欠如」という二つの論点に光明をもたらすことを試みたい。まず、これら二つの論点のごく簡単な説明を行おう。

「誤同定への免疫性」とは、「私は p と考えている」といった一人称的思考は、誤りえないわけではないとしても、ある特定の種類の誤りを免れているということである。すなわち、私が「私は p と考えている」と思考するとき、この思考が「誰かが p と考えている」ということに関しては正しく根拠づけられているものの、その「誰か」が「私」であることに関して誤っているということはありえない。これが誤同定への免疫性である。誤同定への免疫性はシューメイカーによって、自己指示に固有の現象として取り上げられた。これに対してエヴァンズやカッサムらは、「あれは白い」といった直示語に関する同じことが成り立つと指摘してその見解を批判した。すなわち、ある白いものの観察に基いて「あれは白い」と判断を下すとき、この判断が、何かが白いことに関しては正しく根拠づけられているものの、その白いものが「あれ」であることに関して誤っているということはありえない。このような考察からエヴァンズやカッサムらは、誤同定への免疫性はたしかに自己指示の特徴ではあるものの、自己指示だけに固有の特徴とは言えないと結論づけるのである。

カッサムらの論者はこれに続いて、自己指示に固有の特徴はむしろ「追跡の欠如」にあると考える。すなわち、「あれ」のような直示語を用いて同一の指示対象を指示し続けるためには、言語使用者はその対象を知覚的に追跡しなければならない。そうしなければ、先ほど用いた「あれ」と、現在用いている「あれ」とが同一の対象を指示するかどうかは明らかでなく、「先ほどのあれ」と「現在のあれ」とが同一であるという判断は、さまざまな証拠に照らして正しかったり誤っていたりする判断となってしまうからである。これに対して自己指示の場合には、「私」という語が同じ私を指示対象とするために、私が私自身を

知覚的に追跡する必要はない。ましてや、「先ほどの私」と「現在の私」が同一であるという判断を、さまざまな証拠に照らして行う必要などない。こうして、自己指示に固有の特徴をこの追跡の欠如に求めようというのが、カッサムらの主張である。

以下の論旨を簡単にまとめる。

- ・合理性の要請に基づいて思考を行うことは、必然的に自己指示の成立を要請する。
- ・合理的に思考を行うことは合理性を個別化の原理として用いることではないから、思考における自己指示は個別化の原理に基かない。
- ・誤同定への免疫性は、隠れた同一性言明を含まない判断すべてに言えることであり、自己言及に特有の事情ではない。
- ・直示語を用いた指示は、自己中心的空間における指示対象の時空位置が特定されることを前提としており、したがって指示対象の個別化の原理に依拠している。
- ・追跡の欠如の論点は、時間的な視点を必要とするので、自己指示の特有性をそれに頼つて解明しようとするのは危険である。
- ・自己指示と直示語を用いた指示のあいだの根本的な相違は、追跡の欠如ではなく、指示の成立が個別化の原理を利用しているかいないかに求められるべきである。